

令和 2 年12月 3 日

令和 2 年度第 1 回世田谷区認知症施策評価委員会

午後 7 時開会

○佐久間課長 皆さん、こんばんは。定刻になりましたので、令和 2 年度第 1 回世田谷区認知症施策評価委員会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、また遅い時間の中、御出席いただきましてありがとうございます。

私は、事務局の世田谷区高齢福祉部介護予防・地域支援課長の佐久間でございます。議事に入る前までの進行をさせていただきます。よろしくどうぞお願いいたします。

初めに、本日は新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、マスクの着用及び入室時にアルコールの消毒等、御協力を賜り、誠にありがとうございます。また、会場は換気としまして扉を開放し、会議時間につきましても可能な範囲で短時間となるよう努めてまいりますので、御承知いただきますようお願いいたします。

それでは、委員会の開催に先立ち、中村副区長より御挨拶を申し上げます。

○中村副区長 皆さん、こんばんは。世田谷区の副区長の中村と申します。本日は、お忙しい中、また遅い時間に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃から世田谷区政に御理解、御協力いただきますことを御礼申し上げます。

さて、世田谷区では、さきの区議会で認知症とともに生きる希望条例を制定いたしました。この認知症とともに生きる希望条例の一番大切にしているところを一つ御紹介させていただいて、御挨拶とさせていただきますと思います。

後ほど事務局から詳細には御紹介させていただきますけれども、一つには、これまで認知症になると、困ったことになった、何も分からなくなってしまうと思われるのが一般的でしたけれども、そうでないということが分かってきました。認知症になっても、何も分からなくなってしまうわけではなくて、御自分の意思や感情などは豊かに残っていますし、尊厳を持って、希望を持って生きていけるということです。この条例では、こういった従来の考え方を変えていこうということと、そうした考えの下に地域で共生社会をつくっていこうということをうたっているところです。また、この条例をつくっていく過程では、今日も御参加いただいています認知症の御本人の方と御家族の方から御意見もいただきながら、つくってまいりました。

本日は、この条例をいかに実現していくか、具体的な取組について、皆様には様々な立場から御意見をいただきたいという趣旨でお願いしているところです。どうぞ忌憚のない御意見をいただき、お力添えをいただきたいと思っております。どうぞよろしくようお願いいたします。

○佐久間課長 本委員会の委員長の選出までの間、議事の進行を事務局のほう

で務めさせていただきます。

初めに、本日の配付資料の御説明を申し上げます。

《資料確認》

続きまして、次第の3、議事に入らせていただきます。

(1) 世田谷区認知症施策評価委員会の設置について御説明申し上げます。

区は、認知症とともに生きることには希望を持つことができる地域共生社会の実現に向け、基本となる理念を定め、認知症の御本人を含めた全ての区民、地域団体、関係機関及び事業者が一体となって世田谷らしい地域づくりを進め、「一人ひとりの希望及び権利が尊重され、ともに安心して自分らしく暮らせるまち、せたがや」を目指し、世田谷区認知症とともに生きる希望条例を、令和2年9月、区議会定例会で可決をいただき、同年10月1日の施行となりました。この条例を制定するに至る経緯、思いにつきましては、条例の前文で説明しております。先ほど副区長から御説明申し上げたとおりでございます。

資料2、世田谷区認知症とともに生きる希望条例を御覧ください。

こちらの6ページに第18条世田谷区認知症施策評価委員会について記載されております。第18条第1項にありますとおり、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議するため、区長の附属機関として、世田谷区認知症施策評価委員会を設置いたします。本委員会は、同条第3項のとおり、御本人及び認知症施策に関し深い理解、識見等を有する者のうちから区長が委嘱する委員30名以内をもって組織いたします。また、同条第4項のとおり、委員の任期は2年となり、今年度でおおむね2回程度の開催を予定しております。

本日お集まりいただいている委員の皆様方につきましては、世田谷区認知症施策評価委員会の委員をお引き受けいただきまして、誠にありがとうございます。委員の委嘱状につきましては、本来でしたら委員お一人お一人に区長からお渡しするところですが、区長の公務の都合上、また、時間の都合上、大変恐縮でございますが、皆様の机上に配付させていただいております。どうぞ御了承いただきたく存じます。

それでは、委員の皆様を御紹介させていただきます。資料1に名簿がございますので、御参考までに御覧いただければと思います。その委員名簿の番号に従いましてお名前を読み上げさせていただきますので、恐れ入りますが、紹介後に一言御挨拶をお願いしたいと思います。

では、御本人であります長谷部泰司様、よろしく申し上げます。

○長谷部委員 長谷部泰司でございます。年を取りましてから、何やらいろいろ

ろ新聞社などが来ていただいて忙しくなりまして、毎日楽しく暮らしております。よろしくお願ひします。

○佐久間課長 続きまして、御本人、S・さきこ様でございます。

○S・さきこ委員 御紹介いただきましたさきこです。母が同じ病で苦勞して、きょうだいで何とか支えながら看取るまで見ていた過程が、まるっきり自分にも同じことが起きてしまいまして。私たちはきょうだいが3人いたんですけれども、私は娘1人しかいないので、限りなく迷惑をかけないでどうやって生きていけたらいいかなど、そういうのをこれからいろいろと皆様方のお知恵をいただきながら、頑張って一人で生きられる方法を考えたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○佐久間課長 国際医療福祉大学大学院教授、大熊由紀子様でございます。

○大熊委員 大熊由紀子でございます。「にんさぼだより」の3号を開いていただきますと、これの前に条例検討委員会というものがございまして、そのときにインタビューしていただいたことが書いてございます。長谷部さんが今このように流暢に話されるというのは本当にすばらしいんですけれども、最初は一言だけしかお話しにならなかったのが、どんどん成長されたので、すごいなというふうに思っております。大熊由紀子でございます。

○佐久間課長 続きまして、地域医療振興協会地域医療研究所ヘルスプロモーション研究センター参事、村中峯子様でございます。

○村中委員 今御紹介いただきました村中でございます。私も、こちらの条例の制定に関わらせていただきまして、引き続きまたこうした場で皆様さんとお会いして、このつくられた条例がどのように実効性を持っていくのかというのを、御一緒させていただくのを大変楽しみにしております。今、大学院に通っております、この認知症の条例についても研究を進めているところでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○佐久間課長 弁護士、世田谷区社会福祉協議会成年後見センター事例検討委員会副委員長、田中富美子様でございます。

○田中委員 田中でございます。私は、成年後見制度ができた平成12年からずっと成年後見のお仕事をしておりまして、現在は後見等のお仕事がほぼ90%以上という状態で、私がそういう関係でこれまで関わってきました認知症の方々の事例をこの委員会の中で何かお役に立てられればと思っております。よろしくお願ひいたします。

○佐久間課長 認知症介護研究・研修東京センター研究部部長、永田久美子様です。

○永田委員 永田と申します。長谷部さん、さきこさんのように、きっかけがあれば堂々と発言をし、あと、いろんな状態でももっともっと力を発揮して、

この世田谷で暮らしていける人が実はいっぱい埋もれていらっしやるのだと思います。数万人おられる認知症の方たち、さきこさんとか長谷部さんに続いて、続々とかこういう方たちが増えるのが当たり前になっていくように、その姿を通じて、御家族も専門職も、みんなが前向きにそれぞれの力を発揮していけるように、この条例が非常にその牽引力になると確信していますので、これを実行していくために力を尽くしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○佐久間課長 東京都医学総合研究所社会健康医学研究センター長、西田淳志様です。

○西田委員 西田と申します。私もこの条例の制定に至る過程に参加させていただきまして、そのプロセスで大変勉強させていただきました。長谷部さん、さきこさん等の御発言から、本当にこれまでの施策やサービスや、様々なものややっぱり当事者の方の視点で見直していくということがすごく大事であるということ。それから、長谷部さんが何回もそういう機会がなかったということをおっしゃってくださって、そういう機会が本当にこれまでなかったことに改めて反省して、今後この条例の実行という中で、そういう機会をしっかりと増やして、長谷部さんやさきこさんのような方々の貴重な力をぜひ世田谷の認知症施策の発展にどんどん生かしていただけるような状況を皆さんと一緒につくっていけるといいなと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○佐久間課長 都立松沢病院認知症疾患医療センター長、新里和弘様です。

○新里委員 松沢病院の新里です。私は認知症の診療に携わっておりまして、何かお役に立てれば幸いと思っております。個人的には、もうコロナで、入院の病棟があるんですけれども、苦勞してつくってきた病棟が音を立ててガラガラと壊れているという、そんな感じで最近是非常に苦勞しています。よろしくお願ひします。

○佐久間課長 三軒茶屋内科リハビリテーションクリニック院長、長谷川幹様です。

○長谷川委員 長谷川と申します。私は、高齢の人とか障害のある人、1982年から世田谷区で活動してきています。ほぼ40年弱です。やっという審議会にも御本人が登場されたなということで、ちょっと僕自身が身を引き締めながら、御協力できればと思っております。よろしくお願ひします。

○佐久間課長 世田谷区医師会理事、山形邦嘉様です。

○山形委員 世田谷区医師会の山形でございます。世田谷区医師会は、大勢の医師がいて、もちろん認知症専門医以外の医師も数多く認知症の方々と関わり合いを持っております。ただ、そういう先生たちは、区の施策だとかいろんな連携について知識が乏しい部分が結構あります。そういうところで私が橋渡しをできればいいなと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

たします。

○佐久間課長 玉川医師会理事、山口潔様です。

○山口委員 玉川医師会の山口です。いつもお世話になっています。医師会の先生も私自身は認知症に詳しいんじゃないかなと思っていて、勉強熱心にやられていますので、専門医だけではなくて、かかりつけ医もぜひ大事にしてください。よろしく願いいたします。

○佐久間課長 東京都世田谷区歯科医師会理事、日吉俊仁様です。

○日吉委員 世田谷区歯科医師会の日吉です。歯科医師会の区の事業で、すこやか歯科健診というものがございますので、それとの関わりがどのようになってくるか、またいろいろ勉強させていただきたいと思います。よろしく願いします。

○佐久間課長 東京都玉川歯科医師会副会長、島貫博様です。

○島貫委員 玉川歯科医師会の島貫といいます。前回と引き続いて、またこの委員を務めさせていただきます。今、日吉先生がおっしゃったように、世田谷区はいち早く認知症を対象とした健診事業を始めたところでございますので、歯科のほうでも何とか少しでもお役に立てればと思い、また、勉強させていただきたいと思います。よろしく願いします。

○佐久間課長 世田谷薬剤師会監事、佐伯孝英様でございます。

○佐伯委員 世田谷薬剤師会に所属しております薬剤師の佐伯と申します。今の委員会の前の委員会から参加をさせていただいておりました。とても自由闊達な議論をさせていただいて、条例制定には私は携わっておりませんが、委員会のご報告等で制定の様子を見聞きさせていただきました。そして10月25日に行われました条例制定のシンポジウムにも参加させていただき、この条例制定の意味、意義の理解が深まると共に条例を制定するまでの御苦勞をお聞きすることができました。そしてシンポジウムでの説明や議論をお聞きしながら、さあ、これからこれをどうやって広げて行けばいいのかなと私自身も思っておりました。

私の本業は薬局でございますので、町の薬局として、この条例の周知や認知症の早期発見について考えてみますと世田谷区は住宅街が多いので、住宅街の中にある薬局も多く、ずうっと来局してくださる方が多くいらっしゃいます。我々の言葉で言う、かかりつけ薬局、かかりつけ薬剤師として見てくださっているのかなと期待をしながらお話をするのですけれども、その中で、お薬の説明をしているときなどに、あれっ「今迄と理解力が違うかな？」と感じるときがあるので、あれっと思ったときは、この条例も念頭に置きながら主治医の先生方と連携を取りながら患者の皆様にとってより良いことをやっていければ、などと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○佐久間課長 玉川砧薬剤師会専務理事、佐藤ひとみ様です。

○佐藤委員 玉川砧薬剤師会から参りました佐藤と申します。初回と言うと変なんですけれども、ずうっと委員をさせていただいておりました、本当に進んできたなというのを実感しております。世田谷はこんなに進んでいるのは非常に心強く、うれしく思います。よろしく願いいたします。

○佐久間課長 世田谷区民生委員児童委員協議会副会長、黒木勉様でございます。

○黒木委員 皆さん、こんばんは、初めまして。私は、民生委員児童委員協議会の黒木と申します。私たちの仕事の中で、高齢者の一人暮らしの見守りをやっておりますと、このコロナの中でひきこもりになりまして、だんだんだんだん、ちょっと認知症がきつくなってきたかなという方が増えてまいりました。今日はここで勉強させていただきますので、よろしく願いいたします。

○佐久間課長 世田谷区町会総連合会副会長、水野貞様です。

○水野委員 皆さん、こんばんは。今御紹介いただきました町会総連合会の水野と申します。もう御存じかと思えますけれども、今、世田谷区には195の町会・自治会があるわけですが、役員は当然、会員そのものも本当に高齢化が進んでおります。このような委員会ができて、そこで検討会と、晩に我々町会のほうからも出てこられるということで、この会合を有効的に、有意義に過ごさせていただきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○佐久間課長 世田谷区商店街連合会常任理事、柏雅康様でございます。

○柏委員 皆さん、こんばんは。私、世田谷区商店街連合会の常任理事をしております柏です。ふだんは下北沢で商店街の理事長をしているんですけれども、下北沢は意外に大変高齢者の多い地域で、地域でも高齢者の見守りとかそういう形で支えていこうという活動をしております。まだまだ私も、皆さんの今日のいろんな議論を聞きながら勉強していきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○佐久間課長 在宅介護家族の会「フェロー会」代表、高橋聡子様です。

○高橋（聡）委員 フェロー会の高橋と申します。平成23年ぐらいから会議に出させていただいて、専門家の先生方とお話を聞いて勉強させていただいております。今日もよろしく願いいたします。

○佐久間課長 認知症カフェ多職種ケアネットワーク「せたカフェ」代表、福祉ジャーナリスト、中澤まゆみ様です。

○中澤委員 中澤です。条例制定のプロセスに関わらせていただきました。15年ほど前に友人が認知症になりまして、その介護者という形で最初に認知症と出会うことになりました。それから現在までの15年間で、認知症に対する考え方もずいぶん変わってきました。その後、私の母が認知症になり、コロナ禍で

昨年父が亡くなったんですが、その父も入院生活のなかで認知機能がかなり低下しました。そうした身近な人を含め、認知症になった人たちから教えてもらったことがたくさんあります。そうした経験を生かして「サポーター」ではなく、「パートナー」という形で認知症に関わっていきいたいなどずっと思っています。よろしく願いいたします。

○佐久間課長 世田谷区介護サービスネットワーク代表、徳永宣行様です。

○徳永委員 こんばんは。世田谷区介護サービスネットワークの徳永です。私は、世田谷区内の介護事業所を含めた事業所の連絡会の代表をさせていただいておりますので、この条例自体が、実際に現場で日々、日常生活を支えてくださっているヘルパーさんですとか介護スタッフの方にも何とか広がるようなこと、認識していただけるようなことを何かできればいいなということも考えながら、ここの場に参加させていただきたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○佐久間課長 世田谷区ケアマネジャー連絡会会長、相川しのぶ様です。

○相川委員 世田谷区ケアマネジャー連絡会の相川でございます。ケアマネジャーの立場から、認知症になっても一日も長く在宅生活が継続できるように御支援させていただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○佐久間課長 梅丘あんしんすこやかセンター管理者、高橋洋子様です。

○高橋（洋）委員 こんばんは。梅丘あんしんすこやかセンター管理者の高橋と申します。あんしんすこやかセンターでは、日々、数十件の電話ですとか訪問、または御来所等でいろんな方々の御相談を承っております。その中でも、ほぼ半分近くででしょうか、やはり認知症に関わる御相談も多く承っております。また、このコロナ禍ではございますけれども、介護する御家族の方からの御要望もございまして、10月からあんしんすこやかセンターの主催の認知症カフェを開催させていただきました。私ども、日々認知症の対応をさせていただいているところですが、本当に多くのことを学ばせていただいております。世田谷区で認知症とともに生きていくというところをまた一層私たちも支援し続けていきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○佐久間課長 認知症在宅生活サポートセンター代表、遠矢純一郎様です。

○遠矢委員 認知症在宅生活サポートセンター代表の遠矢と申します。私自身は、ふだんは世田谷区で在宅医療や訪問看護、それから看護小規模多機能など、高齢者や認知症に関わる仕事に就いております。その関係から、2013年度から世田谷区とあんしんすこやかセンターさんたちとともに、全国に先駆けて認知症の初期集中支援という事業に取り組む機会をいただきました。これまで8年間、たくさんの世田谷区で暮らす認知症の方々の支援に携わってまいりました。

その経験を生かして、このたび認知症在宅生活サポートセンター、その前の

認知症在宅生活サポート室の段階から、当院で受託をさせていただきまして、今、世田谷区とともに取り組んでおります。この認知症在宅生活サポートセンターは、まさに今日お話しがありました世田谷区の認知症とともに生きる希望条例の、いわばこの施策の実行部隊と考えておりまして、その立場からこの委員の中に加えていただきました。私どもは実行部隊として、施策の実行状況ですとか成果、それから効果みたいなことも検証しながら、この場で報告させていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

○佐久間課長　なお、本日は御欠席となりますが、世田谷区社会福祉協議会代表者の方が次回より御出席いただく御予定となっております。

そのほか、長谷部委員のパートナーとしまして、本日、工藤幸子様、鈴木章子様。S. さきこ委員のパートナーといたしまして小林真理子様、蓮見早苗様に御出席いただいております。よろしくお願ひいたします。

また、保坂区長が今いらっしゃいましたので、一言御挨拶をさせていただきます。よろしくお願ひします。

○保坂区長　皆様、こんばんは。今日は大分寒くなつてまいりました。皆さん大変お忙しいところ、また、ほとんどの方が欠席されずにこうして大人数、この認知症とともに生きる希望条例の反響が大きくて、区民の皆さんにはまだ、この条例のコアの部分が何をうたっているのか伝わっていくのはこれからだと思いますけれども、まずは高い評価を生むことができたということで、その制定に至る検討を続けていただいた皆さんがこちらに多数お見えですので、お礼を申し上げたいと思ひます。

また、今日新たに加わっていただいた皆さんも含めて、この条例で掲げた、認知症を理由に社会から排除したり差別したりすることなく、地域の中でできることをお互いサポートしながらやっていけるような、そういう地域社会をつくっていこうという一つの理念がここで掲げられていると思ひます。この理念が本当に現実にしっかり根づいていけるかどうかというのは、これから議論していく計画だったり、その上で何を実現していく、どういう順番でという内容になるだろうと思ひます。

私としても、この条例を制定したのはスタートライン、もう動き出しているわけですがけれども、今日、長谷部さんやさきこさんも含めて、また参加いただいたことを大変ありがたく思ひます。皆さんの力を借りながら、さらに条例を磨いて、ちゃんと根づかせていく、そんな思ひでござひます。今日はありがたうござひました。

○佐久間課長　続きまして、区の職員を紹介させていただきます。

世田谷区副区長、中村哲也でござひます。

高齢福祉部長、長岡光春でござひます。

高齢福祉課長、三羽忠嗣でございます。

介護保険課長、瀬川卓良でございます。

生活福祉課長、杉中寛之でございます。

北沢保健福祉センター保健福祉課長の柏原耕治朗でございます。

私、介護予防・地域支援課長の佐久間と申します。

よろしくどうぞお願いいたします。

本日の委員会は、資料3、世田谷区認知症とともに生きる希望条例施行規則2ページ、第8条2項のとおり、委員の過半数が出席しなければ会議を開催することができないとしておりますが、本日は過半数の委員に御出席いただいておりますので、開催という形になります。

では、資料3、条例施行規則第7条に基づきまして、本委員会の委員長の選出に移らせていただきます。

条例施行規則第7条2項のとおり、委員長は委員の互選により定めることとしております。皆様の中から御立候補、御推薦がありますでしょうか。

特に御提案がなければ、事務局から提案させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

[拍 手]

○佐久間課長 それでは、事務局から提案させていただきたいと思っております。

世田谷区認知症とともに生きる希望条例の制定を検討する（仮称）世田谷区認知症施策推進条例検討委員会の委員長及び条例制定前の世田谷区認知症施策評価委員会委員長をお引き受けいただいております大熊委員に委員長を引き続きお願いしたいと思っておりますが、皆様いかがでしょうか。

[拍 手]

○佐久間課長 ありがとうございます。

大熊委員長、よろしくどうぞお願いいたします。大熊委員長、一言御挨拶をお願いできますでしょうか。

○大熊委員長 長谷部さんよりはちょっと若いんですけども、私、80歳になりまして、認知症にこの中で一番早くなるかもしれない。しかも、下馬というところに住んでおりまして、母が認知症だったという経験を生かさせていただいて、皆様の御意見を取りまとめさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。（拍手）

○佐久間課長 ありがとうございます。

次に、条例施行規則第7条3項に基づきまして、委員長から副委員長の御指名をいただきたいと思います。大熊委員長、副委員長の御指名をお願いできますでしょうか。

○大熊委員長 これはあまりやったことがないんですけども。この私より20

歳も若いにもかかわらず、全国の条例のことなどをよく御存知で、認知症の分野でも大変高名であられる永田久美子先生に副委員長をお願いできたらと思いますが、いかがでしょうか。

○佐久間課長 では、永田委員、よろしくどうぞお願いします。永田副委員長、一言御挨拶をお願いします。

○永田副委員長 突然の御指名で驚いております。先ほど保坂区長がおっしゃられたように、理念をどう具現化していくかという、ここからがかなりのまた山坂が続く中であり、あと、具体化のところでは相当いろいろな汗水を流す必要があると思っております。その地道な作業を、大熊委員長を補佐したり、また、今日お越しの様々な方たちのそれぞれあってこそ、また、皆さんの背後におられるたくさんの方々の関係者が一緒に動いてこそこの条例だと思っておりますので、御本人はもちろんです、様々な方たちの声をどれだけ聞きながら生かしていけるか。そうした仕事をいっぱいしていければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。(拍手)

○佐久間課長 続きまして、条例施行規則第7条6項、委員長及び副委員長が共に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が委員長の職務を代理するとありますとおり、委員長の職務代理の方の御指名もいただきたいと思っております。委員長、御指名をお願いできますでしょうか。

○大熊委員長 それでは、これの前の前の委員会の委員長もなさっていた村中先生をお願いできたらと思っております。よろしく願いいたします。

○佐久間課長 では、村中委員、一言お願いいたします。

○村中委員 村中でございます。御指名いただきましたので、私の力不足はあるかと思っておりますけれども、務めさせていただきたいと思っております。この希望計画というのは、条例はこうありたいというものがあつたときに、またそれを具体的にどうしていくのがよいのかを、みなさんと考えて、計画に具体的に反映していくことが大切と思っております。日常生活の中で、どのようなことに困っているのか、その解決のためには何が必要なのか、しっかりこの希望計画の中に落とし、指標を持って実行していくという非常に重要なところかなと思っておりますので、また皆さんと一緒に、委員長や副委員長を補佐しながら進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。(拍手)

○佐久間課長 ありがとうございます。

委員長、副委員長、職務代理が選出されましたので、皆様、どうぞよろしく願いいたします。

次に、本委員会に関する事務連絡、情報公開について御連絡いたします。

本委員会の透明性や区民への情報公開担保のため、また、世田谷区附属機関の設置運営に関する要綱に定められておりますとおり、本委員会は、基本は公

開とし、議事録及び資料につきましては、会議終了後、概要版の議事録を作成し、皆様に御確認いただいた後に公開する予定となっております。議事録の公開につきましては、委員の氏名は無記名とし、委員長及び区職員につきましては役職名の記載とする予定ですが、皆様、それでよろしいでしょうか。

○大熊委員長 私から、異議を申し立てさせていただきます。委員長になりたてで恐縮ですが、これの前の委員会でも同じでしたけれども、それぞれの御発言はとても貴重なもので、お名前を隠してしまうというようなことはかえって失礼に当たると思っております。もう前例は超えておりますので、それから、概要にしていまいますと皆さんの言葉のニュアンスも消えていまいますので、皆さんの御反対がなければ、お名前と御発言をそのまま、困るという場合だけ事務局に、あのとき僕は、私は失言してしまったのであそこを削除してというような形がよいかと思っておりますので、いかがでございましょうか。

〔 拍 手 〕

○大熊委員長 すみません。この条例をつくる時も様々に前例を変えたり超えたりしてまいりましたので、この委員会もそのようにさせていただけたらと思えます。

最初からごめんなさい。事務局がお考えになったのに覆してしまって、でも拍手をいただいたので、よろしいかと思えます。よろしく願いいたします。

○佐久間課長 それでは、皆さんの御了承が得られたというような形で、発言者の氏名、それから発言内容については基本全言という形で記載をさせていただくという取り扱いをさせていただきます。

ここからは委員長の議事の進行を、バトンタッチをお願いいたします。よろしく願いいたします。

○大熊委員長 では、早速議事に入らせていただこうと思えます。

まず、世田谷区認知症とともに生きる希望計画について、事務局から説明をお願いいたします。何かいっぱい種類があるのですが、この中の、佐久間さん、どれをまず御報告なさいますか。

○佐久間課長 では、事務局からちょっと御説明をさせていただきます。

本来でありましたら本評価委員会におきましてお時間をかけて認知症計画について御審議いただき、御意見を賜りたいところではございましたが、この10月に条例が施行され、事前に御送付させていただきました資料4、世田谷区認知症とともに生きる希望計画案で記載のとおり、この計画につきましては、令和3年4月からの3年間の計画を予定しております。そのため、条例の検討と並行いたしまして、条例の検討をしていただきました条例検討委員会の場におきまして御意見をいただき、計画案につきましても議論を重ねてまいりました。本日御議論いただく計画案は、条例検討委員会の意見を参考に事務局のほうで

取りまとめさせていただいたものでございます。

では、計画の概要について御説明をさせていただきます。

本計画は、世田谷区認知症とともに生きる希望条例第16条1項に記載のとおり、認知症施策を総合的に推進するために定めるものとしており、同2項に書かれています。計画を定めるに当たっては、あらかじめ世田谷区認知症施策評価委員会の意見並びに本人及びその家族の意見を聴かなければならないこととされており、本日の委員会において、委員の皆様の御意見を賜りたく存じます。

なお、本計画は、令和3年4月からの第8期世田谷区高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画との整合を図りながら策定していくものでございます。

事前に資料4、世田谷区認知症とともに生きる希望計画案を送付させていただいております。同じものを本日机の上に置いておりますが、こちらにつきましては計画の全体イメージとして御参考に御覧いただくものとし、計画の具体的な内容につきましては、本日机上配付しております資料5、認知症施策の重点項目及び主な取組み項目を基に議論をいただければと存じます。

資料5につきましては、先週の金曜日に事前送付させていただきました資料より変更した箇所もございますので、後ほどその部分につきましても説明を申し上げます。また、資料5は、資料4の31ページ、認知症施策の体系から51ページまでについての内容となりますが、資料4の体系から一部変更を入れ、資料5を作成しておりますので、資料4につきましては参考程度とお考えください。

では、資料5、認知症施策の重点項目及び主な取組み項目について、資料に沿って御説明をさせていただきます。資料5を御覧ください。

1、認知症施策の体系、別紙でございます。1枚おめくりいただきまして別紙となります。こちらにつきましては、資料4、計画のたたき台の31ページの表を直したものでございます。この別紙に書かれておりますのが、認知症施策の体系を図に描いたものでございます。こちらの内容につきましては、1枚目にお戻りいただきまして、主な取組み事項と同じものとなっております、図に表したものでございます。

2、重点項目（焦点テーマ）でございます。こちらは施策を取り組むに当たりまして重点項目として掲げているテーマでございます。資料4、計画のたたき台ですと32ページのところになりまして、テーマとしましては、(1)認知症観の転換、(2)本人の発信・参加、(3)みんなが「備える」「希望ファイル」、(4)希望と権利・人権が大切にされ、支えあい暮らしやすい地域をともにつくるというものが、この計画の重点項目と考えております。

この重点項目を基に認知症施策の主な取組みをこの以下に書いております。

資料4、計画のたたき台でいきますと33ページ以降となります。3、認知症施策の主な取組みとしまして(1)から(5)にかけて大きな分類をして、それぞれの分類の下に施策をぶら下げるという形で考えております。

(1) 条例の考え方・理解を深める取組み。

この中身としまして、①条例の普及、及び理解の推進でございます。ア、効果的で多様な媒体を用いた普及、イ、講演会・講座等の機会を活用した普及と話し合い、ウ、としまして出張型の普及と話し合い、エ、としまして教育分野への普及と話し合いというような形で、お送りした内容につきましては周知と話し合いというように書いておりましたが、この文言を周知ではなく普及に改めさせていただきます。

②認知症とともに生きることへの理解の推進でございます。ア、としまして、条例の理解を深め活動を生み出すためのミーティングの開催、こちらは条例の理解を深めていただくためにはやはり話し合いが必要ということで、このように変えさせていただきます。イ、としまして、本人の声の積極的な発信、これは前の資料ですとオ、になっていたんですけれども、こちらを前に持ってきております。ウ、としまして、世界アルツハイマーデー及び月間イベント等のイベントの開催ということで、文言を整理しております。エ、としまして、認知症あんしんガイドブック(認知症ケアパス)や各種広報媒体による「認知症とともに生きる」理解の推進という形で、これも分かりやすいように文言を整理しております。なお、認知症あんしんガイドブック(認知症ケアパス)の内容につきましては、今後、見直し・改編を含む予定になっております。

(2) としまして、本人発信・社会参加の推進でございます。

その中の①本人が自ら発信・社会参加し、活躍する機会の充実、②本人との協働による認知症バリアフリーの推進、これにつきましては新たに加えさせていただきます。また、国の認知症施策推進大綱にも当たりますので、認知症バリアフリーを新たな項目としてつけ加えさせていただきます。

③本人が施策の企画・実施・評価に参加できる機会の充実という形で、こちらも整理をさせていただきます。

(3) 「備え」の推進：「私の希望ファイル」の項目でございます。

①「私の希望ファイル」の推進、「私の希望ファイル」についての話し合いと活用を試行しまして、「私の希望ファイル」の内容の更新、改良をしていきます。また、御本人の希望の実現への協働という形で、行く行くは「チームオレンジ」創設に向けた取組みも含んでという形で考えております。

裏面でございます。②社会参加及び健康の保持増進の機会の拡充、こちらにつきましても、ア、社会参加のための集いの場や機会の拡充、イ、介護予防・生活支援サービスの充実、ウ、介護予防の普及、及び通いの場づくりという、

書かれている内容をイメージした表題のほうに変えさせていただいております。

(4) としまして地域づくりの推進でございます。資料4では共生地域づくりの推進でしたが、地域づくりという形でまとめさせていただいております。

①パートナーの育成・チームづくり、資料4では、人材チームづくりとしておりましたが、「パートナーの育成」という形で書いております。ア、世田谷区独自のパートナー及びチームの育成と活動の推進、イ、としまして地域のネットワークづくり、ウ、としまして家族会のネットワークづくりと運営支援という形で、こちらの大きな計画の中では区の事業をいろいろと書いていたのですが、項目を整理させていただきました。

②地域包括ケアの地区展開を活用した地域づくりの推進、各地域で様々な活動や、いろいろな取組みを行っております。そういうところを活用し、こちらの地域づくりの推進を、28地区ごとの展開を将来的には見据えて活動していきたいということで、このように表現させていただいております。

最後に(5)暮らしと支えあいの継続の推進でございます。

こちらは、①意思決定支援・権利擁護推進という形で、ア、意思決定支援、イ、成年後見制度の相談支援、ウ、地域福祉権利擁護事業の実施、エ、高齢者虐待の防止と高齢者保護、オ、消費者被害防止対策の推進にまとめさせていただいております。

②相談と継続的支援体制づくりにつきましても、項目を整理させていただきまして、ア、身近な総合相談体制づくり、イ、本人及び家族介護者への相談支援の推進、ウ、認知症カフェの全地区における整備、エ、生活継続のための医療・介護等の連携強化、オ、災害時の支援体制の強化、こちらも項目を整理させていただいております。

③専門職の認知症ケアについての質の確保・向上推進としまして、「認知症ケアについて」という言葉を入れさせていただいております。ア、もの忘れ相談窓口全体の質の向上、イ、認知症専門相談員をはじめとするあんしんすこやかセンターの職員の質の向上、ウ、医療・介護・福祉サービス事業所職員の質の向上の推進、を計画の中で書かせていただいております。

その下にぶら下がる細かい項目につきましては、たたき台の中でそのような事業を区で取扱っておりますので、今日御議論いただくこの項目の下にそれぞれぶら下げて記載をさせていただきたいと思っております。

説明は以上でございます。

○大熊委員長 佐久間さん、ありがとうございました。

特にこの分厚いのを読み込んでこられた方にとっては非常に戸惑われたかと思いきや、これは保坂区長さんが、いきなりこの分厚いのをここへ出

して、さあ、どうだといっても皆様もお困りになるので、一番重要な骨組みのところについて皆様に議論していただいて、御了承を得て、その線に沿ってさらにこのたたき台を、直ちにつくるのではなくて、ゆっくりと着実にという御意見が反映されて、このすっきりと分かりやすいものになっているという次第でございます。

いきなりこれをどう思いますかと皆さんに伺ってもお困りなので、項目ごとに御意見を伺っていきたいと思います。

この重点項目のところで、(1) 認知症観の転換、これは先ほど中村副区長さんがおっしゃったとおりでございます、自分はない、どこかの誰かがなる、その人たちを助けてあげなきゃというのではなくて、自分自身の問題と考える。サポートしてあげるではなくてパートナーに。予防、予防と言って歩きながら数字の引き算をするみたいなのではなくて備えを。そして、大切なキーワードとして、希望、権利、人権ということを柱にしてというのが重点項目の中に挙げられております。これについて御意見とか御反論とかがありましたらば、御遠慮なくお手をお挙げください。

特に御意見とか御異議はないと。これは条例にもしっかり書き込まれていることですので、次に進みたいと思います。

3、の認知症施策の主な取組み、(1) 条例の考え方・理解を深める取組み、条例を普及し、理解を推進する、そのために、ア、効果的で多様な媒体を用いた普及、イ、講演会・講座等の機会を活用した普及と話し合い、ウ、出張型の普及と話し合い、エ、教育分野への普及と話し合い、という項目が挙がっておりますけれども、これについて、どなたか御意見はないでしょうか。

○田中委員 この内容は何の異議も何もないんですけれども、普及をしていくための講演会とか講座をする場合に、どなたがされるのでしょうか。区の職員さんなのか、社会福祉協議会とか地域包括支援センターの職員さんがするのか、そこをまずお答えください。今の構想なのでしょうか。

○佐久間課長 普及活動もいろいろございまして、例えば認知症の講演会については区で、また、認知症在宅生活サポートセンターでもやっております。昨日も認知症講演会がございまして、遠矢先生にお話しいただいた後、長谷部委員にも出ていただいて、認知症の御本人のお話もしていただきました。

あとは、この条例が出来上がりまして、いろいろなところからこの条例のことについて知りたいというお話がございまして、例えば民生委員児童委員協議会、一つの地区からの説明依頼とか、近くの高齢者が集まるサロンをやっているんだけど、説明をしてほしいということで、5人ぐらいのところでも説明に伺わせていただいて、幅広く活動をさせていただいております。

○田中委員 それは分かりました。ただ、世田谷区の区民の総数も90万を超え

ているということですし、要請がどんどんあったら、その対応の数の備えはどうされるのだろうか。ちよろちよろとお願いしますならば何とかなるのでしょうかけれども、区民皆さんに行き渡るように、理解してもらうためには、こういう周知徹底をするためには、それなりの数を増やす。講演をできる人の数を増やすのにはどうしたらいいのかということも考えていかなきゃいけないのかなと。区の職員の方や社会福祉協議会や地域包括支援センターの職員の方だけで担っていくのは難しくなるんじゃないかと。

例えば成年後見の普及促進法というのができたんですけれども、その場合にどうやって成年後見制度の利用促進のための御理解をいただくかということで講演をしていくときに、これは社会福祉協議会がほぼやっている場合が多いんですけれども、その場合も、区民後見人さんの講習を受けた方々にやっていたかとかという形で、職員さんだけでない形でいろいろ講演できる人を増やしているということもあるものですから、もっと大きな規模でやっていくのだったら職員さんだけでは無理なんじゃないかと思っております。

○大熊委員長 区に全部、さあ、答えろというのも酷だと思いますし、みんなで作っていく条例の考え方ですので、この御参加の方たちの中で、それだったら、自分たちがこういう部分を担おうとか、こういう進め方はどうだろうかというような御意見があったらば聞かせていただきたいんですけれども、どうでしょうか。

○中澤委員 人材はいろんなところにいると思うんです。医療・介護の専門職だけではなく、区民でもしゃべれる方がたくさんいます。誰にとというのは、これからやっていく中で考えていけばいいことで、ここで最初に形を決めてしまうのはどうかと思います。最初から決めるのではなく、TPOじゃないですけども、シチュエーションで考えていく。そういったことが必要なんじゃないかと思います。それに対する人材は結構いるんじゃないでしょうか。

○田中委員 中澤先生のお考えはよく分かっているんですけれども、出だしだから、やっぱり数の確保をどうしたらいいのかというのを皆さんの共通認識として考えていただきたくて、私は今の発言をしただけです。

○長谷川委員 その後のパートナーとか、従来でいう認知症サポーター養成講座とか認知症サポーターステップアップ講座とかがありますよね。そういう経験をするのと、あと現場というような人たちに話をしてもらえる、講師になってもらうとか、そういう仕組みをつくっていく。要するに、聴講して普及していただくということもあるんですけども、しゃべる側に回るといえるか、そういうことが5%からでも1割でも出てくると、かなり変わってくるかなということがあるので、そこを意識して、講座も開いていくということをやったらどうか一つです。

もう一つは、先ほども、昨日、長谷部さんが出られたという話ですけれども、講演会は、常にとは言いませんけれども、極力御本人をその地域で何度か、ちょっとでもいい。5分でもいい、3分でもいい、出ていただいて、お話をしてもらおうとか、何か原則的なものはその辺を大枠の原則にされたらどうかという感じはしています。

○西田委員 今、長谷川先生からもお話がありましたけれども、この条例の考え方、理解を深めるということと、認知症観の転換はもちろんセットなわけです。この条例の非常に重要なところは、今までの認知症の考え方を転換していくというところですので、ある種、言葉を変えれば、不要なステイグマとか偏見というものに満ちていたということを反省して、これを転換していくということが目標ですので、そのためにやはり効果のある普及啓発ということが非常に重要だと思います。

そのこの目標に合った普及啓発をしていかないと、今までの認知症観の塗り直しというか、そういうことになってしまいますので、科学的には、偏見を打ち破っていくときの唯一の効果のある方法というのは、やっぱり御本人さんの、できれば直接の話を聞かせていただく。最近ではユーチューブなどでもお話を聞くことはできるんですけれども、それでも効果はあるんですが、やっぱり直接お話が聞けると物すごく大きい影響がある。逆に言うと、それ以外はほとんど偏見は変わらないという結果も出ていますので、長谷川先生がおっしゃることに私も賛成で、少しでもいいので御本人の生の声を、私自身が長谷部さんやさきこさんのお話を聞いて非常に考え方を変えられましたので、そういう機会を本当にしっかりと増やしていきたい。田中先生がおっしゃるとおりで、最初は小さく始まるかもしれませんが、世田谷のこの90万以上の人たちにそういうメッセージが届いていくにはどうするかということも、3年間の中でしっかり考えていかなければいけないというふうに思います。

ただ、中心には、繰り返しになりますけれども、御本人さんの御発言、御本人さんの声ということが必須だというふうに考えております。

○佐伯委員 世田谷薬剤師会の佐伯でございます。今御議論されているところとちょっとステージが下がってしまうかもしれませんが、この3認知症施策の主な取組みの(1)の①のア、効果的で多様な媒体を用いた普及について、今、西田先生からユーチューブなどでもというお話も出ましたけれども、これと、項目2重点項目(焦点テーマ)の(1)認知症観の転換を見ていて、御挨拶で申し上げた10月25日の条例制定シンポジウムの際に長谷部さんと、さきこさんがお話をされているのを聞きしていて、その際は認知症観という言葉に浮かべて拝聴していたわけではないのですけれども、まさに百聞は一見にしかずというやつで認知症観がかわりました。そうすると、希望条例を浸透させ

る手段の一つとして私の様な体験が相当効果的ではないかと考えます。

この間伺っていたら、シンポジウムを収録をして配信されるということでしたが、もう配信はされているのでしたっけ。

○佐久間課長 世田谷区のホームページでリンクを貼ってありまして、ユーチューブで見られるような形になっております。

○佐伯委員 それをどう皆に伝えていくかというのは、簡単ではない様な気がします。検索エンジンで検索すれば出てくるとは思いますが、大変失礼な言い方かもしれませんが、世田谷区のホームページを度々確認するという人は、そう多くない気が致します。とても不適切な発言かもしれませんが、私自身用事があれば見ます。そしてこの人口の多い世田谷区でやっている様々な施策は物すごく多いですから、目的の場所にたどり着くまでには結構大変です。なので、例えば認知症施策のこういうものができましたよというのを、こういうキーワードを入れれば容易に検索できるとかプロフェッショナルな方に伺っていただいて発信をするのも一つの方法ではないかと考えます。

それから、この間のシンポジウムも、最初から最後まで、その場の空気を感じていれば決して眠くなることもなく、私自身、しっかり拝聴しておりましたが、動画でそれを最初から最後まで真剣に見る人がどれほどいるかという、なかなか難しいかもしれないので、まさに今日、項目を保坂区長の案で抜き出していただいたように、動画を分割しながら見られるとか良いかと思えます。

ちょっと余計な話で恐縮ですけれども、この間、世田谷区の自殺対策協議会の試みで、今、コロナ禍でメンタルが傷つく人が多くいらっしゃるということで、それに対するアドバイスの1回15分ぐらいの動画が5回に分けて配信されていて、私も拝見したところ、とても良いと感じました。自分で見てから、薬剤師会の会員薬局に案内を致しました。

やはり費用のこともありますから、あまり費用をかけずに周知できる方法を見つけていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○大熊委員長 ここにいらっしゃる方が、本当はもうユーチューブがあるということを知っていないとまずかったですよね。

○佐藤委員 区長がおっしゃるように、これ1冊を全て説明できなければ参加できないということではないので、やはり重点項目が分かるように。

例えば認知症ケアパスのときに専門の先生が、新里先生からちょっとレクチャーを受けたりとか、薬剤師会でも、多分歯科医師会でも、勉強会がございます。そこで、まず薬を飲んでいない人はほとんどいないという状況なぐらいに皆さん薬を飲んでいらっしゃるの、そのときに何かの拍子に話が出たら、こういうことが進んできているのよ、こういうつなぎ方が今できるようになったわというので、認知症サポートのことについても、結構、薬剤師会に専門の先

生とか区の職員の方に来ていただいて、勉強会で150人ぐらいは集まりますよね。その150人がまた薬局に帰れば、そこに何人かの薬剤師がおりますので、始まったということが区民の皆さんにちょっと分かるような。

内容はこれから詰めていくんですけども、ああ、変わったんだなということが分かるような講習会もできますので、そこで共通認識を持って、区民の方に相談されたときとか、このケース、これが当てはまるんじゃないかなと思ったときに、こちらの医療の人間のほうが、宣伝するということと変なんですけれども、情報提供して、認識を共通にしていくということもできると思うんです。介護保険の申請のときも、申請の仕方が分からないわというのではどうしようもないので、薬剤師会全員に申請の仕方を勉強してもらいました。今までもそういうことを多々やっておりますので、そういうところも活用していただければ、区民の皆さんに伝わっていくんじゃないかなと思います。

○大熊委員長 幸い、ここにいらっしゃる方全てがこの媒体になっていただけの方でありますし、そのときに従来の、認知症というのは脳の細胞が壊れていきますよとか、アルツハイマーとレビー小体がありますよという知識ではなくて、ちょうど佐伯先生が感じ取られた感動のようなものが伝わるような、そういう機会が大事かなと思います。これをもう少し広げるときには、そういうやり方、区役所何人、こういうふうにしてやりなさいというのではなくて、様々な人たちがどうやってこの考え方の転換を広げることができるかということが書き込んだような、このたたき台のように厚くなくてよいので、これを膨らませたものが次の段階でできるといいかなと思ったりしております。

○田中委員 すみません。1つだけ言わせてください。皆さんに普及活動をしていくんですけども、長谷部さんやさきこさんは、御自身の感情とかをいろいろお話ししてくださいます。ただ、認知症の方でも、御自身の思いを言葉にできない方もいらっしゃる。その方たちを置いてきぼりにしては、私はいけないと思っています。希望条例というのは、やっぱり言葉も発せられなくなった方々にも光が当たって、その方々もこの地域の中で生きていけるんだよというのを皆さんに分かってもらわなきゃいけない。その方にもちゃんと感情があって、好き嫌いもあって、最後まで幸せになっていたいなと思うんだというその部分も、どうしても落とさずしてほしいです。

私はずっと現場にいますので、だんだんだんだん壊れていく自分という、その方のノートを見たことがあります。だんだん認知症が悪くなって行って、自分の認知力が落ちて行って、自分が今分かっていたのに、ちょっとすると分からないという、まだらから、今度はどんどんどんどんいろんなことが分からなくなっていく。それを自分で自覚されていて、ノートに走り書きで、その不安と哀しさというのを書かれていた日記というのを見たことがあります。

そういうものも利用していただいて、こんなに皆さんは感受性があって、こんなに悲しかったりするし、それから、言葉が失われて天井しか見ていないけれども、うれしいときは顔が和んでいるんだよというようなのを、どこかで皆さんに発信していただいて、そういう重度になられても、まだ心を、うれしい、悲しいとみんな持っていて、これは幸せだなと思うときだってあるんですよというのを、世田谷区の発信でしていただきたい。その方たちは物じゃないんですからというのを忘れないでほしい。

○大熊委員長 重点項目の第1に認知症観の転換というのがあるのは、まさに田中先生がおっしゃっていることを表しているのだと思いますが、しばしばあちこちで研修されている永田先生、何か御意見はありますか。

○永田委員 今、田中委員がおっしゃられたこと、非常に重要だと思います。多分、長谷部さんもさきこさんも、こんな夜遅くまで頑張ってお出でくださっているのは、自分の今とこれからのため。これからも変化していく中でも、私は私として生きていきたいということで、まさに田中委員がおっしゃってくださっている、これからも自分として生きていくために、今いるうちに発言されているし、あと、言えなくなっても自分は自分という。多分、田中委員がおっしゃられたことを、認知症観の転換のところでも、重度になっても変わらぬ自分がいての大事さみたいなものも盛り込まれていくべきことだと思います。

本人たちが発言というのをさっきから言っているのは、必ず御本人たちは、今はもちろんですけれども、生きていくこれからの意識して頑張っていらっしゃるだろうし、よく、全国のワーキンググループのメンバーがとにかく言うのは、言える間に、今もどんどん年も取って言えなくなっている人たちが多分言いたいことを自分たちなりに伝えていきたいという。必ずしも元気なときだけを言っているわけじゃなくて、生きていくこれからのために、また既に一歩先に行っている人のために発言しているという言葉が本当にしばしば聞かれているので、今の田中委員が言われたことを本当に意識しながら、本人の声とかこれからのこの理解のところを広めていく必要があると感じました。

○大熊委員長 ありがとうございます。

結果的に、①条例の普及、及び理解の推進のことで御意見を伺っていたんですけども、②認知症とともに生きることへの理解の推進についても皆さんが…。

○パートナー 小林氏 ちょっといいですか、私、発言してもよろしいでしょうか。

○大熊委員長 どうぞ。

○パートナー 小林氏 パートナーなんですけれども、今回このことがあって、長谷部さんじゃないんですけれども、たくさんの新聞社の方が来てくださって、

お話を聞いてくださったりして、そのときに、姉に会って、書けないような余計な話をいっぱいしているんですけれども、そのときに記者の方が皆さん言うてくださったのは、もっとしょぼんとした人を思ってきたんだけど、すごく明るかった。言っていることがめちゃくちゃだったりもするんですけれども、人によってそういう個性がいろいろあるじゃないですか。だから、別に認知症とって一色塗りでもないし、1人ずつ違うし、それから、軽度もだんだん変わっていくし、変わり方も人によって違って。そういうチャンスをいただいた、さっき長谷部さんもおっしゃったんですけれども、姉もすごく幸せだと思うんです。

さっき、いろんな方の生の声をとおっしゃったときに、すごく私が思ったのは、先ほどから伺っていると、例えば薬局にたくさん、地元の薬局みたいになっていて、皆さんとよくつながっているとか、それから、ホームドクターなんかで先生たちが御存じだったり、あるいは認知症カフェとかでいらっしゃる方でいろいろ発信できそうだなとか、この方のこういうところを伝えたいなとかいう方がたくさんいらっしゃると思いますので、そういう方を皆さんでちょっと、ピックアップするということ失礼なんですけれども。そういう方たちが少しずつ、さっきおっしゃっていた5分でも10分でもいいし、写真1枚でもいいし、一言でもいいし、何かどんどんどん出ていけるようにしていくことで、希望ファイルが本当に皆さんのものになるんじゃないかなと、家族としてすごく強く思ったので、それをどうしてもお伝えしたかったので、何か後ろから出てきて発言しちゃったんですけれども、お願いしたいと思います。

○大熊委員長 ありがとうございます。

かつては、丹野さんとかいろんな人が発信しているけれども、世田谷区にはいないんじゃないかということはずっと心配していたんですけれども、こうやって出ていらっしゃって、この同じ委員会の中でもだんだんだんだん発言をきちんとしてくださり、昨日は講演もなさったというふうに、育っていかれるので、どうやって(2)の本人発信・社会参加の推進というところをどれだけ実現できるかというのが鍵のように思うんですけれども、何かよい御意見があったら。

○村中委員 全体についても言えることなんですけれども、どうしても行政の言葉になっているように思います。今まで私たちが議論したり今日皆さんと一緒に議論してきた言葉のニュアンスと、少しギャップがあるように思います。そこがしっくり感がなくて、どう言ったらいいかなみたいに、私だけではなく、みなさんも迷っていらっしゃるところもあるのかなというふうに思います。

もともとの高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画というのも、こうした言葉遣いだったり分け方になっているんですけれども、そこをもう少し今までの

議論を反映して、もうちょっと軟らかくて、私たちの実感というか感覚に近く、また、例えばさきこさんや長谷部さんも、そうそう、こういうこと、というふうに言っていたけるような言い方に少し変えるといいのかなと思います。この本人発信・社会参加の推進というののもちょっときつくて、「本人でも発言できて、いろんなところで活躍ができる世田谷区」のような、やさしい言い方になると、ああ、そうそう、「ここで言いたい」という感じになるような気がしたんですが、いかがでしょうか。

○大熊委員長 今、分かる行政用語にしなければという運動は少しずつ起きている状況ですので、これをそういうソフトに入れると、多分、A B C D Eというランクから言うとDぐらいになっちゃうかもしれない、そういう恐ろしいソフトがあるんです。本当に分かりやすい日本語になっているかどうか、そういう目で、これをもう少し膨らませるときも、とても注意しながら、それから、行く行く子どもたちにも理解して仲間になってもらいたいということがありますので、とても重要な御指摘をありがとうございました。

今、(2)本人発信・社会参加の推進のところまで来てしまいましたけれども、これまでのところで、はい、どうぞ。

○パートナー 工藤氏 後ろから失礼します。長谷部泰司のパートナーの工藤と申します。すみません。先ほどから本人の意見が聞ければという話があって、父もおかげさまで最近いろんな方からインタビューを受けたりとか、発言する機会をいただいております、皆さんに認知症について理解していただけて、本当にありがたいなと思っています。

昨日、遠矢先生の講演会に参加させていただいたときに、遠矢先生が、たしか、今生まれている方たちは、100歳ぐらいまで生きるといいますので、90歳ぐらいになると、ほぼ8割方、皆さん認知症になりますよということをお話しされていて、それを聞いたときに私、あっ、これは私もなるなと思ったんです。

やっぱりいろんなところで発信して、認知症といってもいろんな方がいらして、発言できる人もいれば、発言できないけれどもいろんな思いを持っている人がいるということを伝えたいんですけれども、聞く耳がないと、多分伝わらないと思います。

今回の世田谷区のこの条例についても、興味がある方は見てくださいますけれども、自分のことじゃないと思っていらっしゃる方がたくさんいらっしゃると思いますので、まずは、どんな若い方でも年を取ったら認知症になるんだよということを皆さんに発信する。そこからじゃないかなというのを私、最近思っています。よろしく願いいたします。

○大熊委員長 拍手していらっしゃる。

なので、多分、委員長に私が、最高齢を選んでくださったのは、近くて私も

ドキドキしているけれども、でも、長谷部さんたちを見ていると、別にドキドキしなくていいんだよという感じがして。遠矢先生、どうぞ。

○遠矢委員 ありがとうございます。

認知症の講演会とか、今、区からの委託を受けた私ども認知症在宅生活サポートセンターで企画をさせていただいているんですが、今の皆様のお話を伺っていて、本当に多様な声とか立場の方々の発信を届けていくことが非常に重要なのだなということを感じさせられました。

その中で、ちょっと今、僕らの中で考えていますのは、この資料4の分厚い希望計画の34ページの下から3行目でしょうか。「イ 認知症講演会による啓発」というところに「医師を講師とした認知症講演会を開催し」とあります。これはさらっと書いてありますが、実はここで世田谷区からのオーダーとして、医師でなければならないというふうに現在はなっています。

これが実はちょっとかせになっておまして、認知症を支える人たち、もちろん疾患の理解というのは基本のこととして重要だと思いますが、生活の工夫とかケアのこととかであれば、もっと医師以外の方がお話をしていただく機会も必要かなと考えております。こういったところを少しずつ改變していければいいなと考えております。

○大熊委員長 お医者さんである遠矢先生からそう言っていただくと。でも、本当に認知症サポーター講座が何がよくないかというところ、最初にお医者さんが話すところから、怖いというイメージを持って、怖いけれども誰かを助けなきゃというおかしな使命感に燃えてしまう認知症サポーター養成講座の卒業生がいるということもございますので、ありがとうございます。

今、名前が出た「にんさぼ」というこの冊子のところですけども、今、いろんな専門職が10数人いらっしゃるんですよ。その方たちがいろんな工夫をしながら考えていらっしゃると思うんですけども、今どんな具合でしょうか。

○遠矢委員 ありがとうございます。昨日行いました長谷部さんが参加してくださった講演会も、この認知症在宅生活サポートセンターのメンバーの企画、発案でさせていただきました。やはり御本人の声を届けたいという思いがありまして、そういった形で様々に工夫しながら、認知症初期集中支援ですとか、あと、こういった講演活動、認知症カフェの支援、家族会の支援、様々な支援、これまで世田谷区がなさってきた様々な認知症の取組みをこちらで委託を受けて行っているところでもあります。

もちろんやっていく中では、これまでの取組み、枠組みの中では追いつかなかったり、届いていなかったりしているところも幾つか見えてきておまして、そのあたりも今後広げていければと考えております。

○大熊委員長 ありがとうございます。そして、これはあんすこの皆さんと

の協力も要ると思うんですけれども、高橋委員、どうぞ。

○高橋（洋）委員 ありがとうございます。認知症在宅生活サポートセンターの方々には、この間も認知症カフェのときにはお越しいただきまして、アドバイスもいただいております。それから、認知症サポーター養成講座ですけれども、私たち、日々相談の中で御家族から相談を受けます。その御家族が、やはりちょっと認知症の理解や本人に対するお気持ちの面でも、もうちょっと軟らかくと思うことが時々あります。そして、そういうときに認知症サポーター養成講座が、気軽にいつでもというような形で受講というか、お話が伺えるようなシステムがあったらいいな、なんて思うこともあります。

今、認知症サポーター養成講座は、企画を立てまして、そしてテキストをいただき、リングをいただき、いろんな前準備も必要ですし、案内チラシを作成したり。そういったような講座のやり方では、多くの方を集客できると思うんですけれども、本当に今必要な方に講座を受けられるようなシステムがあったらいいな、なんて思っております。

○大熊委員長 ありがとうございます。永田さんが、あんすこのような組織がそういうことの事務とか準備とかにすごくエネルギーを充てててという話がありましたので、そのあたりも含めて。

○永田委員 今おっしゃられた、今必要な御家族、相談に来られた方にとって必要なことと、共に地域をつくるとか、今の条例に関しての普及は、もう少しブレークダウンして、必要なものは何かということを整理しながら伝える工夫をしていかないと。今、非常に帯に短したすきに長しみみたいな伝え方になっている面があると思いますので。

この条例で書かれている理解だとかそういうものの推進ということの中で、先ほどパートナーの工藤さんがおっしゃった、全く関心のない人に、じゃ、どうしたら伝わるのかとか、これからこういう計画に基づいてもう一步進めていく上では、本当の意味でどういうターゲットというか、どういう人に何を伝えることが必要なのか。そういうふうなブレークダウンしたきめ細やかな作戦を少し立てながら、伝え方も多様性を持たせていくことが必要だと思います。

その中でも、誰にとってもどういう場面でも共通して効果的なのは、まさに西田さんがおっしゃられた、本人が語った言葉の簡単なチラシだったり、あと、今、全国や国際的にもやっぱり効果があると言われているのは、本人の映像、写真1枚でもいいし、動画でもいいし、それを先ほど田中委員が言われたように、まだまだお元気な方もそうだけれども、かなり進まれた段階の方の写真とか映像も、本当にそういう方たちが言葉を超えた姿とか表情とかで活躍している、そういう姿がしっかりと1枚のショットであると、非常に御家族や地域の人が、ええっ、こういう姿、ありなんだ、もうそういう時代になったんだ

と意識をすごく変える、インパクトが出ると思います。

まさにこの計画案で出ている、媒体という言葉があったと思いますがけれども、従来の冊子とかにこだわらずに、どういうものをつくれれば本当に効果が出てくるのだろうかというのを工夫しながら、一度にどかんじゃなくて、小さくやってみながら試行錯誤、やってみて、効果を見て、やってみてという少しずつ実質の効果が上がるような、コストパフォーマンスもいいやり方を今後計画で展開していったらいいんじゃないかなと思います。

そういう面で言うと、(2)の本人発信・社会参加、村中先生が言われたように言葉が硬いとは思いますが、これは本人発信・社会発信でセットになっているのがすごく大事だと思います。社会に出て参加している姿が雄弁に語るというか、言葉を超えて、社会に参加している本人の姿がすごく勇気づけたり、可能性を参加する姿で伝えていく面があると思いますので、ここの(2)は、先ほどの表現も工夫しながら、ぜひここを具体的に展開していく計画になったらいいなというふうに思っています。

○大熊委員長 ありがとうございます。ちょっと先に進ませていただきたいんですけども。

○田中委員 ちょっと1つだけ言いたいんですけども、いいですか。

○大熊委員長 はい。

○田中委員 すみません。認知症在宅生活サポートセンターの関係で、先ほど永田先生がおっしゃった社会参加、どんなステージになっても、どんどんどんどん悪くなるステージになっても、社会参加ができるという形の広報をするというお話ですけども、私がずうっと現場を見てきて、だんだんだんだん物盗られ現象が始まり、それですごい形相になって、皆さんをにらみつけたりとかといわれる方、それから、最後に天井を見て言葉が出なくなる方もいらっしゃる。そういう方は、じゃ、認知症とは違うんだと思わせるのはいけないんだと思う。

やっぱりそういう場面もあるけれども、その方でも、こういうふうにしたときにすごく笑顔になったりとか、顔の表情がほぐれますよ、やっぱりこの方にはちゃんと感情があるんでしょうという、そういう面まで見せないで、じゃ、社会参加ができて、自分の希望を言える方だけが認知症で、そうでない方はここでは関係ないと皆さんに思わせては、広報にはならないと思う。

そこを大事に考えていただかないと、自分の意思が言えないようになってきちゃったら、もうそれは認知症とは関係ない人なんだ、だから希望なんかないしというふうに、今度またそこで区分けされたら、絶対にまずいです。

○大熊委員長 この条例にはそういうことは全く書いていなくて、すごい形相とかになったりするのはケアと環境の結果であるということが分かるような、

そういうことを広めるというのが大事なのではないかなと。

○田中委員　そうです。だから、いいことばかり、きれいに見せたって、しようがないんです。でも、ちゃんと希望はありますよというのまで出さなきゃいけないんです。

○大熊委員長　それがこの条例の一番大事なところなのだと思います。

○田中委員　そうです。

○大熊委員長　恐縮ですが、ちょっとここにみんな住み込みで泊まりがけというわけにもいかないの、(3)の「備え」の推進：「私の希望ファイル」というところで、このあたりは最初に提言された西田先生から一言、解説も含めて話していただけますか。

○西田委員　ありがとうございます。

「私の希望ファイル」というのは、まさにこの名前にありますように、認知症にたとえなつたとしても、自分はこういう思いで、こういう生活をできるだけ続けたい、そういう御本人さんの希望の表明をしておいていただくと、それに沿って、周りの人たちがそれを尊重して考えることができるだろうと思いますし、そういうことが備えとして非常に重要だろうと考えているわけでございます。

ただ、希望の表明というものを書いて終わりになっていると、どうせ書いても何も実現されないんだというような絶望ファイルになってしまいますので、このウ、本人の希望の実現への協働、のところに、御本人の希望の実現をみんなサポートしていくチームオレンジの創設ということも書かれていますけれども、そういう仕組みづくりということと同時にセットで考えていかなければ、非常に空虚なものになってしまいます。

ですから、「私の希望ファイル」という名前がついていますけれども、ファイルそのものを書いて終わるということを意味しているのではなくて、表明された希望というものをみんなで実現していく仕組みづくりをトータルにつくっていくということが、この「私の希望ファイル」のプロジェクトと言ってもいいと思いますけれども、その趣旨だというふうに考えております。

先ほど工藤さんからもお話がありましたけれども、やはりみんな認知症になる可能性があるんだ、私も可能性があるし、大熊さんもありますし……

○大熊委員長　はい、一番近いです。

○西田委員　皆さんあると。そういうことをやっぱりしっかりと普及していく。我が事として認知症ということについて考える。そして、自分がもし認知症になったときには、こういう思いを分かってほしい、こういうことをやはり実現していきたいということ、それをしっかりと周囲の人に分かるようにコミュニケーションしていくということが大事だと思います。

ですから、これは1人で書いて終わるものではなくて、そういう思いをコミュニケーションして、それを共有していくということが一番重要ですので、誰と共有していくのか。共有できる人たちを同時に見出していくというのは、そういう関係性が非常に重要となる事業になってくると思います。

最後に1つ申し上げたいのは、今まで認知症の人のお話を聞いてスタートしてこなかったという私たちのこれまでの反省を大いに踏まえる必要もあると思います。御家族が御苦勞されているのは本当に分かるんですけども、御家族と、例えば介護の専門家や周囲の人たちでどんどん話が決められて進んでしまった。こういう中で、御本人さんの思いとか、御本人さんの気持ちとか、そういうものが尊重されてこなかった。まずは、やはりそれぞれ一人一人の希望を聞くところから全てをスタートさせていくべきだという世田谷区の方針を、まず具体化するためのこの「私の希望ファイル」だというふう思っております。

これから具体的に当事者の方々の御意見も踏まえながらつくり込んでいくものだと思いますし、できましたというのではなくて、さらに改良を続けて、よりよいものにしていく。この3年間でそういったきちんとしたものの核となるようなものをしっかりとつくり上げていけるといいなと思っております。

○大熊委員長 ありがとうございます。このことでどなたか御意見を。

○田中委員 すみません。田中ばかりしゃべりまして、申し訳ないです。

この「私の希望ファイル」は、本当に使い方ではとても役立つものだと思いますが、私も弁護士なので、1つ心配なのは、この希望ファイルの中の個人情報というのが、重要な個人情報などが入っていってしまうと、それを誰がどういうふうに管理していくのか。特に御本人の能力がまだ十分それなりにあるときは御本人が管理されればいいんですけども、御本人が管理できなくなるぐらい能力が低下したとき、キーパーソンとか信用できる御家族とか親族さんとかがいらっしゃればそれはいいんですけども、親族もいらっしゃらない高齢者の方って結構いらっしゃいます。私はそういう方を随分成年後見などで関わらせていただいているんですが、そういう方の場合に誰がどういうふうに管理をしていくのか。

下手に管理の仕方がまずいと、それを悪用されて、財産の関係とかが書いてあったりいろんなことがありますと、せっかくいい方向でつくろうとしているものが、土台が崩れていくという心配があります。ここの個人情報の問題というのはしっかりと考えて、どういうふうにこの希望ファイルを実現させて、御本人の意思決定支援をしていくか、これが一番大事だと思っております。

○長谷川委員 そういうかなりシビアな状況だとすると、医療とか介護の人たちは恐らく関わっていると思うんです。そういう人たちは当然守秘義務がありますから、親族とかがいない場合は、そういう人たちがきちっと保障するとい

うか、そういうことは恐らく可能だろうと思います。

そういう意味では、僕も含めてですけれども、関わる人たちの意識、障害観、認知症観の変革というか、変わるという作業をどこでやるかなんですよ。今までの延長ではなくて変えるとなると、僕は、希望ファイル云々の流れもあるし、その上の認知症ケアパス、そういうのは恐らく細かくかぶらんとするんですけれども。

私は例えば脳卒中の人の場合に在宅版のクリニカルパスというのをつくったんです。15人ぐらいの多職種で、5年ぐらいかけてつくったんですけれども、その経験からいくと、多職種、例えば医師、看護師さん、介護職、ケアマネジャーとか、その横の連携でつくったことによって、実は僕も非常に勉強になったんです。これでいくと、そこに本人が今度入ることになりますから、本人が入ってそういうことをつくっていくと、現場の介護とか医療の人たちが恐らく変わりますので、本人に学ぶということが結構ある。

そのことも含めて、このケアパスの変更だとかそういうのは、いわゆる専門家がこうしたほうがいいよということじゃなくて、現場からも上げていくというような方法を取られると、恐らくいろんな角度から変わっていくかなというふうに思います。

○田中委員 今のお話ですが、ただ、この希望ファイルに何を入れるかなんです。財産の関係とかを間違っていると、そういうのを入れてしまう方もいらっしゃると思うので、それを入れないような希望ファイルにするのか。もう何でも御本人が思っていることをどんどん書いてもらおうとなると、それは財産も入ってきちゃうわけなんです。

だから、医療とか単純な御希望とかだけだったら医療関係者、介護関係者の方々も今でもやっていらっしゃるし、医療関係者の方も介護関係者の方も、その関係は守秘義務があって随分慣れていらっしゃるのしょうけれども、財産のことまで書いてある希望ファイルになってくると、これはちょっと今までやったこともないようなことだろうと思うし。

だから、この希望ファイルの御希望というのは、財産関係は一切書かないのか、または財産関係の部分はどうするのか。それも介護職や医療職の方たちが、御本人が管理できなくなったら管理してもいいのかというところも考えていかなきゃいけないことだと思います。

○大熊委員長 多分、西田先生が考えていらっしゃる希望ファイルには財産というのはあまり念頭になかったと思うんですけれども、ちょっと希望ファイルの概念がこのお2人の間で若干ずれがあるかもしれません。

○西田委員 ありがとうございます。いわゆるACPというものがございますけれども、ACPはいろいろな国で今進められてはいますけれども、なかなか

うまく普及していかないという問題もあります。それは、御本人さんが考えたいこと、残したいこと、コミュニケーションしたいことと違って、周りが書いておいてもらわないと困るということばかり求めるので、そういうものはなかなか普及しないという問題にも直面しているわけです。

この希望ファイルというのは、財産とか最後の医療をどうするかというところのもっと手前で、どういう生活を続けていきたいのか、そういうことが書いてあれば、それを実現するために財産も医療もどういう形で対応を考えていくのがいいのかという、もっと上流にある御本人さんの希望をしっかりと書いていただくということが趣旨だと考えております。

もう一つは、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、これは信頼できる方と、やっぱり分かっておいてもらいたい方を含めたコミュニケーションが重要であるということですので、田中先生がおっしゃるとおりで、そういう方がなかなか周りにいらっしゃらないという方も中にはもちろんいらっしゃると思いますけれども、そういう方々に対しては、信頼していただけるように、やはり様々な職種の方が関わったり地域の方が関わっていくということがあるのだと思います。そこでいわゆるACP的なもの始めるというよりは、どのような生活を今後続けていきたいか、まずそこをしっかりとコミュニケーションしていくという趣旨では、そういう方にとっても十分意味のあるものだというふうに考えております。

○大熊委員長 ありがとうございます。

何かせかす係みたいで恐縮なんですけれども、その先の（４）の地域づくりの推進、さらに（５）の暮らしと支えあいの継続の推進のあたりを御覧くださって、御意見のある方はどうぞ。

○山口委員 条例の本質的なところはこちらの話だと思うんですけれども、この地域づくりの推進とか（５）の暮らしと支えあいの継続の推進に関してなんですけれども、一つ、私、実際に認知症の方の診療をしている中で非常に感じるのは、認知症の施策といったときに、いわゆる医療・福祉関連の人だけの施策ではなくて、むしろ、例えば認知症の方が銀行に行ったときにどうかとか、コンビニだとどうかとか、そういう社会全体の環境を認知症の方のためにモディファイするというか、修正していくという観点が絶対必要だと思います。

例えば、今回この分厚い希望計画のほうも、担当課がほとんど保健福祉関連になっていきますけれども、区の全体の担当課を挙げてやるというような姿勢も出していったらどうかということが１点。

今回、本人の意思が非常に大事だという議論はすごく私も大事だと思っているんですが、もう一つやっぱりふだん私どもが医師として診療していると、ほとんどは家族の相談を受けているんです。この条例16条にも、本人及び家族の

意見を聴いて施策に反映させなさいと書いてありますし、重点項目の中に家族のことがあまり書かれていないのはちょっと片手落ちな感じもしますので、ぜひ入れていただいたらいいかなと思います。

○大熊委員長 家族について、御本人さんに聞いてみまじょうかしら。御家族と御本人と、どちらを重視してこれから進むと、どちらというか両方でしょうか。それとも、やっぱりまずは僕の意見、私の意見か。

○S. さきこ委員 そこまで考えていなかった。難しいわね。

○長谷部委員 今、私は老人になりまして、覚悟したことがあります。それは老人として自立するということです。家族は、今ここに工藤幸子がおりまして、次女でございますけれども、非常に今よくやってくれて、彼女がいなければ私は世田谷には住めないということは分かっております。

そういう環境ですが、年金が〇万弱ですけれどもありますので、割かし楽に暮らせるんじゃないかなと。きりきりで行けば。それだったら自分は自分で生きていいんじゃないかというのが私の今の考え方です。ですから、借家で毎月〇万円弱の家賃が要りますから、あと〇万で暮らしていかなきゃいけないんですけれども、そのお金の管理は工藤幸子にしてもらっています。あと楽しむのは自分で楽しもうと、こういうふうに分けておりましてですね。

だから、老人として何のために生きているんだ。楽しく生きようじゃないか。お前も随分苦労してきたじゃないか。会社の社長までやって、あっという間に国から、国の責任じゃないんでしょうけれども、その親会社もなくなってしまって、子会社は潰れるよりしょうがないような環境を経験してきたわけですね。そういうのに比べれば、食べて生きていくだけの1人、自分自身の体の管理ぐらい十分できるんじゃないかということをおもいつきまして、その中で覚悟したことが、工藤幸子さんがすぐ近くの東京におりますから、工藤幸子さんにやっってもらうことは全部お願いして、自分は生活するだけでいいと、そういうふうに分け切ろうと思ったわけです。それが老人の生き方の1つじゃないかなと思っております。会議の最中にとんでもないことを言い出したんですけれども。

それで、私は、そういう生活の中で2つぐらい自分の楽しみを見つけております。1つはカラオケです。18曲カラオケをつくりまして、雨の慕情だとかそういうのを1日に1回必ず歌うことにしております。おおよそカラオケで1時間潰れます。これが大事な仕事だと思っておるんです。

これは主治医の先生にも御相談したんです。やっぱりカラオケをやっているときには息を吸ったり吐いたりする。その呼吸というのはとても老人にとって大事だと言われまして、そういうふう先輩諸氏にいろんなことを相談しながら、老人としての一人暮らしを全うしたいと、こういうふうにおもって今生きております。

大変世田谷区は環境のいいところでございます、楽しい生活を送っております。余談でしたけれども、すみません。

○大熊委員長 御発言をありがとうございます。

○パートナー 工藤氏 すみません。年金は〇〇〇、家賃は〇〇〇です。

○大熊委員長 さきこさんは、御自分と家族と、どういうふうに関係を考えていらっしゃるでしょうか。

○S. さきこ委員 実は私はずっと今まで学校の仕事で定年まで働いていまして、学校の仕事で本当に毎日忙しかつたけれども、とりあえず子どもを大学に行かせるまで、妹の力も借りていますけれども、とりあえず何とか卒業させるところまで育てました。ここまでやれば親の仕事はオーケーかなと思って、今就職して頑張ってくれています。

○大熊委員長 御苦勞がよく分かりました。

○S. さきこ委員 そういう現状の中で、今どうやって生きようかなというのが私の課題ですね。

○大熊委員長 結構お医者さんは家族にまず聞いちゃうけれども、御本人に聞けば、御本人には御本人の考え方とか生き方があるので、お医者さん方は、まずは、難しいでしょうけれども、家族のほうを見ないで御本人のを聞いていただけたらと思います。と言っているうちに、もう本当に時間が来てしまいました、どうぞ。

○村中委員 この(4)の地域づくりの推進がいいのか、(5)の暮らしと支えあいの継続の推進がいいのか、ちょっと悩ましいなどは思ったんですけれども、先ほど西田先生もおっしゃったように、仕組みづくりをセットでというお話がありました。私はそれにプラスして、その仕組みの中に、ぜひ、まずは、最初のファーストステップとして区役所内のチームオレンジというか、区役所の職員の方にはぜひこのことを知っていただけて欲しいと思います。

今回は、担当課だけではなくてほかの課の方もいらっしゃるのを先ほど紹介していただいて、よかったなと思ったんです。区の窓口の方だったり、あとは防災だったりとか、教育の担当だったりとか、至るところにこのことを知っていただきたい区の職員の方がいます。ぜひこの重点の中の、最初の初年度のところで重点的にやっていただけたらと思います。区の職員の方の理解というか、区役所内のチームオレンジという形で、ほかの重点項目を実施する上でのそれが一つの大きな基盤だと思いますので、そこを一つ入れ込んでいただけたらありがたいです。

○大熊委員長 幸いなことに、部長さんを超えて、もっとほかとつなぐことのできる保坂区長さんがいらっしゃるの、横断的な、例えば子どものことも含まれるし、保坂区長さんでなければできない横のつながりというのをつくって

いこうというお覚悟はありますでしょうかしら。

○保坂区長 はい、あります。

○大熊委員長 それでこそ、やっぱりきれいなこと……。

○永田委員 大熊さん、一言。30秒。

○大熊委員長 どうぞ。

○永田委員 ちょっと短く。先ほど山口先生とか、今の村中先生もすごく大事だと思って、参考までに。ほかの自治体で省庁横断の、役所内の全部署から特に若手の人を出してもらって、単に認知症を学ぶとか条例を学ぶレベルではなくて、自分の担当課で認知症の人との既に接点があるのかとか、どういう配慮とか、あるいは困り事も含めて、これからできることがあるかみたいなものを、まさにアクションミーティングをほかの部署の人とやっている市があるんです。

保健、福祉、医療の部署よりも、もっと早い段階の、認知症かなという人いっぱい接点を持っている部署が多くあったり、既にもうそういうところで対応が始まっていたり。ただし、そこで止めてしまっていて、保健、医療、福祉の課のほうにはそういう人がいるという情報が伝わっていない。元気なときから暮らし続けていく上で、ほかの部署の人たち、生活分野とか、あるいは選管の人、選挙の当日に発見している人もいっぱいいたりとか、何か思いがけないところで、区民との接点の中でも力があると思いますので。ぜひ、認知症を学ぶとかそういうレベルではなくて、担当課の方々の体験とか力を活性化する、そういうアクションミーティングなんかをぜひやっていただくと、今日ここにいらっしゃる様々な立場の人たちが活躍していくすごく推進力になるというふうに感じました。

今日検討されている計画の中にもですけれども、ぜひこの後段に多分あるだろう推進体制という中で、全庁を挙げて推進していくみたいなものが書き込まれてもいいんじゃないかなと思いました。

○大熊委員長 ありがとうございます。

皆様のお手元に意見票がございます。事務局は、きっと皆さんが話して下さると夜が明けちゃうということを察してか、このようなものを入れておられますので、委員のお名前と御意見、これは紙に書いてファクスでもよろしゅうございますし、メールでもいいので、今日話せなかった、あんなものがいきなり出てきたって分からないよという方もいらっしゃるかもしれませんので、それを書き込んでいただきたいと思います。

それから、何か事務局のほうからほかのことでちょっと相談があると言っておられる件、これは佐久間さんがおっしゃってくださるんですか。

○佐久間課長 資料6を御覧ください。

御議論のほうは尽きませんが、今後計画を進める上で、この評価委員会を度々集めることもなかなか難しゅうございますので、条例施行規則に基づき、この評価委員会の下に部会を設けて、部会で細かいところを詰めさせていただきたいと存じております。

資料6の主旨でございます。希望条例施行規則第9条に基づき、認知症施策評価委員会における部会を設置させていただきたいと存じます。部会の役割としまして、今御議論いただきました希望計画等について、専門的事項の検討を行わせていただき、部会の構成メンバーにつきましては、規則で定められておりますとおり、委員長が指名する委員をもってという形になりますので、事務局と委員長と御相談させていただきまして、部会を設置させていただいて、今後、今日いただいた御意見を基に、また細かいところを詰めさせていただきたいと存じます。

皆さん、よろしゅうございますでしょうか。

[異議なし]

○大熊委員長 これはたたき台と書いてありますので、さらに、今日様々な御意見が出た。特にこの仕組みをつくらないといけない。それから、考え方の転換ということが達成できるようなものになっていくといいかなと思っております。

それとはまた別なことで、佐久間さん、何かおっしゃりたいことがあるんですよね。

○佐久間課長 はい。もう一つ、資料7がございまして、認知症損害賠償保険の他の自治体等の状況について、皆様に資料提供と、御意見を伺いたかったというところがございます。

認知症損害賠償保険につきましては、認知症の方が認知症状等に起因する偶発の事故により、第三者に損害を与え、法律上の賠償責任を負った際に救済する保険というものがございます。既に全国で約50の自治体、東京23区におきましても3区が導入しております。本区におきましても、議会等より導入に向けた御要望もございまして、特に今日御本人様もお見えですので、皆様の御意見を参考にお聞きかせさせていただきたいという資料でございます。

資料7の説明でございます。

1、には民間保険の説明が書いておりまして、2、では自治体が行っている状況、葛飾区、中野区、港区の状況が書いております。事故が起きたときの補償額は1億から5億円、保険料は公費で負担をさせていただいております。あともう一つ、神戸方式と言われまして、神戸市で行っているものでございます。賠償額、御本人が起こした事故に対する損害賠償のところについては同じなんですけれども、それに上乗せしまして、不慮の事故が生じた場合、市

民に対して見舞金として最高3000万円を支払うことになっております。

1枚おめくりいただきますと、民間保険、葛飾区の状況、一番右側が神戸市となっております。認知症に起因して御本人が起こした事故についての個人賠償について、例えば鉄道事故の遅延なども含めて、国内最大5億円ぐらいの賠償金額になります。

また、民間の保険ですと、行方不明時の捜索とか、神戸でもそのようなものの導入がありますけれども、ほかの自治体ではあまりこういうところがなく、こういうところについては区民の皆様の見守り活動等でやらせていただいているというようなところがございます。

この保険について、認知症の計画もございますので、皆さんの御意見が何かありましたら、特に御本人の御意見等をお聞かせいただきたく、資料を作成させていただきました。

○田中委員 すみません。1つ聞かせてください。この認知症の保険ですけれども、判断能力がなくなるぐらいの認知症の方も、保険金は出るんですか。

○佐久間課長 一応そのように伺っております。

○田中委員 本当に？ 知的障害の方で、洗面所で突き飛ばしてしまって、その方が亡くなったんですけれども、その場合、御本人は、知的障害が非常に高かったので、判断能力がないから保険会社は出せないということで、今度は監督責任の問題になったんです。だから、判断能力が全くなくなった方の認知症というのはもちろんあるので、後見相当ぐらいになると判断能力はないですから、その場合に保険が本人の過失というか、民法713条の行為責任というものを、自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にある場合には、他人に損害を加えた場合もその賠償の責任を負わないと書いてあるので、これは保険が適用されないんじゃないかと思うんですけれども。

補佐とか、判断能力がまだある方しか、一部でも残っていらっしゃる方という場合しか、これは適用できないんじゃないかと思うので、その前提をちょっと調べていただかないとまずいと思います。

○永田委員 今日は御本人からの意見をお聞きすることは大事だと思いますけれども、この損害賠償の保険というものが民間で個人契約するという意味と、自治体がこういうものを導入するというのは全く次元が違う問題をはらんでいると思います。

国の省庁横断の関係部局会議で、2016年に検討会で、この件があったときに実態がどうなのか、こういう損害の補償の対象になるものが実際どのくらい起きているのかということが各省庁でデータが出されて、必要性があるのか。もちろんそういう事実はあるから、それぞれの個人が備えたりしていく上での民間保険の重要性は間違いなくあるわけですが、自治体が導入する意義とメリッ

ト、逆にデメリットが何かということを経営的に議論することが必要ということで、見送られてきている。公的な制度としては取り入れられてきていないという状況があります。

なぜかという、損害賠償というものを自治体が導入したときに、目的整合性として、誰のために何のために自治体としてやるのかということが問われると思うんですけれども、明らかにこれは本人が何らかの事故に遭った場合で、誰のためにということである、どちらかということ、先ほど田中さんの意見にも絡みますけれども、本人というよりも御家族のほうに賠償の責任なり、あるいは負担が行って、それを補う。家族がそうなる負担が大きくて困るという声に応じて、ほかの自治体では導入されていることも多いと思うし、多分今世田谷の議会に出てきている御意見も、御家族や住民の不安に応えるための安心の担保という意味での意見が出てきていると思うんですけれども、そのことが本当にどのくらい自治体としてやる実態の数とかメリットがあるのか。

逆に、先ほども本人がそういう事故を起こすというようなお話もありましたけれども、これは特にJR東海の事件から出てきている経緯もあると思います。まさにあれに象徴されるように、損害賠償の事案の、東海のもそうですが、本人は被害者的な要素が強いのが、事故が起こると加害というふうに、周りもあるいは賠償があるということで、すぐそっちにスライドされてしまっている。こういうものをつくることで、認知症の人は危険な存在とか、認知症になると事故を起こす人みたいなことが、今せつかく認知症観を変えようとしているときに逆行するようなマイナスイメージを過度に普及させてしまう嫌いもある、そういうデメリットもあるんじゃないかと思えます。

発生している件数の割には、そういうことを自治体全体で取り入れてしまうことでの考え方とか、認知症の人への安心安全のようで、逆に、危ない存在で、外に出ることの本当の意味での地域でともに支えるということをつくる方向に、伸ばす方向に本来は行政として力を入れるべきで、そのための希望条例であり、損害賠償のところだけを特化して取り入れるというのは非常にバランスの悪い施策だということふうに思えます。

神戸も、既にほかに取り入れている自治体の多くは、その損害賠償は、地域に出て、外に出て、安全安心に外で認知症の人が暮らし続けられるための地域での生活のための全体的な支援体制があった上で、損害賠償も、もしそれでも駄目なときにはという安全パイとしてつけている仕組みになっています。

世田谷の場合、実はこの計画の中で、後で紙に出そうと思ったんですが、見守りといざというときのSOS体制の強化とか、そういうものをもっと目出つようにして、そこを強化していない中で、事故が起きたら事後的対処としてのそこだけを施策で入れてしまうというのは、施策全体としての整合性が合っ

いないように思っています。

そのほかいろいろ、ちょっとこれについては課題が多くて、時間がないんですが、全部で多分7つぐらい課題はあると思います。

○大熊委員長 ありがとうございます。これについては本も出ているくらいで、同じお金を使うのだったら、そんなことにならないために使ったほうがずっとよさそうに個人的には思いますが、ほかにいかがでしょうか。

中澤さん、目をパチクリ。何かお話しなさいたい模様ですので、どうぞ。

○中澤委員 この賠償保険は、一見よさげに聞こえるんですが、永田さんがおっしゃったように、認知症の人は危険な人といったネガティブなイメージを与えると意味で、世田谷区が導入すべきものかといった点については、みんなでもっと論議をしなければいけないと、私自身は考えています。

これが本当にこの条例の中で必要なものなのかどうか。これは時間をかけて少し話し合っていないと、皆さんもいきなりでは整理できないと思うんです。

○大熊委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

これは少し時間をかけてというほうがいいように私も思いますが。

○田中委員 もう少し議論をしたいですけれども、時間が……。

○大熊委員長 はい。田中先生も、もう少し議論してからということで、流行のように、あの事故の後に、じゃ、その家族に賠償責任が来たらそれを自治体で払ってあげようじゃないかというのが、割と浅はかな感じで出てきた。それが流行していたという歴史的な経緯もありますので、もうちょっと丁寧にといいように思われますが。

では、そろそろお開きとしていいですか。せっかくですから、保坂区長から全体的なお話を。

○保坂区長 遅くまで熱心な議論をありがとうございました。

多分、時間的なところで、議論が半分ぐらいのところ、あとはちょっと走り出したということになったかと思うんですが、やはり92万人という区民の圧倒的な人数、また、認知症の当事者も認定されているだけで2万4000人、それから御家族あるいは軽度の方も入れれば10万人をはるかに超す直面されている方々がいて、そこに関わる医療機関や、あるいは介護、様々含めて世田谷区内最大の課題というふうに考えてもいいかなと思います。

という中で、それぞれ認知症の現在関わっていらっしゃる方々が、区の職員ももちろん含めて、しっかりこの条例の趣旨を理解し、また、お話もありましたけれども、例えば教育だとか窓口だとか道路整備だとか、そういうところでも直面すると思います。そういう意味で、これをどうインパクトを持って内容を次々と伝達できるような、サポートセンターにも御協力いただいて、そうい

う語り手自体が増殖していくような仕組み、また、ユーチューブなどの画像とかそういうものも使いながら、工夫していきたいと思います。

また、世田谷区にエフエム世田谷という媒体がありまして、こちらで何度かこの認知症の条例についても、あるいは認知症のことについても取り上げてきて、それなりの反響を得ていますけれども、区民に継続してメッセージを届けていくというところで、インターネットだけではなくて、ラジオという媒体ですけれども、使っていけないかなというふうにちょっとお話を聞きながら思いました。

今日たくさんの方に参加いただいて、これからワーキングチームということで少し詰めた議論をされると思いますので、せっかく理念の大きな旗を、あるいは花火を上げて、それがどこに向かうのか、何を生み出すのかということがいよいよ具体化していく手前のところまで、今、今日の議論で来たなというふうに思いました。引き続きよろしく願いいたします。

○大熊委員長 長岡部長さんの下にいらっしゃる方たちがずらっといらっしゃるんですけども、部を超えた認知症とともに生きる希望条例の思想の広がりというのを、今、保坂区長さんが保証してくださりましたので、一回り大きく発展できることになったかと思います。

私の司会が、気が弱くてこんな時間になってしまいました。佐久間さんにお戻しいたしますので、よろしく願いいたします。

○佐久間課長 皆様、長時間にわたり御議論ありがとうございました。

先ほども申しましたとおり、意見票に御意見いただき、電子メールまたはファクスにて御提出いただければと思います。今後は、この後、いただいた御意見を基に計画の策定の準備をさせていただきます。令和3年3月には策定というような形で考えております。

また、次回の委員会の開催につきましては、令和3年2月末から3月にかけて、皆様の御都合を聞いた上で、また設定をさせていただきたいと思います。駐車場を御利用で駐車券が必要な方は事務局までお申し出ください。

本日は長時間ありがとうございました。

午後9時22分閉会